習志野市放課後児童会
安全対策マニュアル

令和８年１０月２１日改定

習志野市こども部

児童育成課

◆目　次

１．目的、保護者の皆様へ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
２．風水害（雷注意報）等発生時の対応　・・・・・・・・・・・・Ｐ３
　１）基本方針
　２）気象情報及び避難情報に基づく判断基準等
　３）平日（学校がある日）に朝から開室する場合
　４）土曜日・学校休業日の場合
　５）児童会開室中に警報や雷注意報が発表された場合
３．地震発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
　１）地震が発生した場合の初動対応
　２）避難行動時の対応
　３）避難完了後の対応
　４）児童会閉室の基準
　５）児童会を再開する場合の確認事項
４．大規模災害が発生した時の対応　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
５．不審者が侵入した時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
６．火災発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
７．感染症発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
８．怪我や急病時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
９．谷津南小学校バス通学時の対応　・・・・・・・・・・・・・・P11

１．目的、保護者の皆様へ

１）目　的

本マニュアルは、防災及び防犯等の観点から、放課後児童会（以下「児童会」といいます。）における児童の安全を確保し、被害を最小限に抑えるため、児童及び児童会職員が適切に対応するための基本的な事項を定めたものです。

２）保護者の皆様へ

① 児童会では、「習志野市放課後児童会安全対策マニュアル」を策定し、児童の安全を最優先とした運営を行っています。

② 保護者の皆様には、日頃から児童自身による防犯・防災への心構えや、いざという時の対応について、児童とよく話し合ってくださいますようお願いします。

③ 災害発生時には電話がつながりにくくなることが想定されます。「安心でんしょばと（児童会と保護者で連絡を取ることができるアプリ）」または「緊急連絡メール（安心でんしょばと未導入の袖ケ浦西小学校地区、袖ケ浦東小学校地区の児童会）」の登録をお願いします。

④ 児童会の行き帰りや中抜け（習い事等のために一時的に外出する行為）等での移動中につきましては、児童育成課及び児童会職員は対応できませんので、あらかじめ御了承ください。

２．風水害（雷注意報）等発生時の対応

１）基本方針

風水害及び雷発生時等の児童会の対応は、学校休業中を除き各小学校の臨時休業等の対応に連動します。臨時休業等の場合は、児童会を臨時開室することを基本としています。

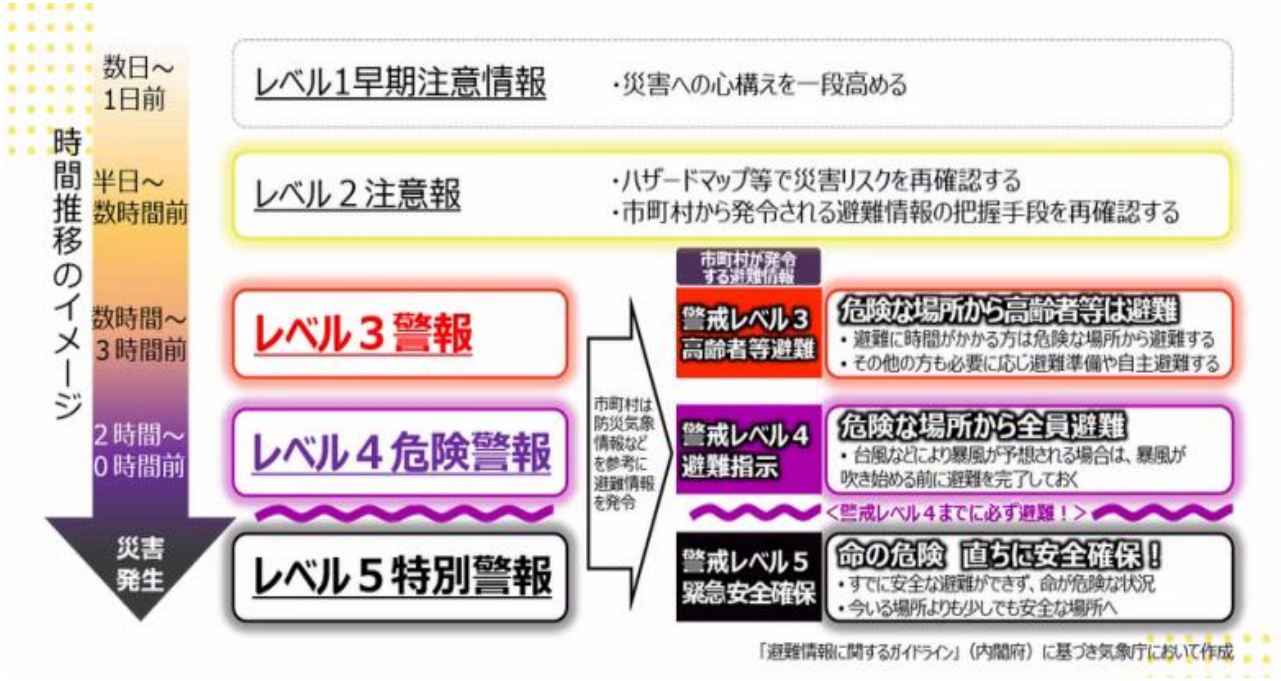
事前に学校から配布されている文書等により、緊急時対応や緊急連絡などの手段について、把握をお願いします。

２）気象情報及び避難情報に基づく判断基準等

（ア） 気象庁から市内にレベル２注意報以上の気象情報が発表された時点で、児童育成課では小学校の対応及び今後の気象予報について情報収集を開始します。

（イ） 気象状況の悪化により、市から警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示または警戒レベル５緊急安全確保が発令された場合、**その地域に含まれる児童会、また児童の安全を確保できないと児童育成課が判断した児童会を閉室します。**

【参考】気象情報のレベル区分と避難情報の警報レベル区分一覧（気象庁 HP より）



３）平日（学校がある日）に朝から開室する場合

（ア） **前日までに臨時休業**が決定している場合

① 前日までに安心でんしょばとまたは緊急連絡メールでお知らせします。
② 児童会は午前８時を目途に開室します。
③ 午前８時までに児童会を開室できない場合、児童会を開室するまで、児童は小学校でお預かりします。
④ 登室する場合は児童の安全を確保するため保護者の付き添いをお願いします。
⑤ お弁当を持参してください。

（イ） **当日午前６時に臨時休業**が決定した場合

① 臨時休業が決定した後、安心でんしょばとまたは緊急連絡メールでお知らせします。
② 児童会は午前８時を目途に開室します。
③ 午前８時までに児童会を開室できない場合、児童会を開室するまで、児童は小学校でお預かりします。
④ 登室する場合は児童の安全を確保するため保護者の付き添いをお願いします。
⑤ お弁当を持参してください。

４）土曜日・学校休業日の場合

① 当日午前６時の時点で、市から警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示または警戒レベル５緊急安全確保が発令された場合、その地域に含まれる児童会、また児童の安全を確保できないと児童育成課が判断した児童会を**閉室します**。
② それ以外の児童会は午前８時を目途に開室します。
③ いずれの場合も、保護者へは、「安心でんしょばと」または「緊急連絡メール」でお知らせします。また、児童育成課から各小学校に情報共有します。
④ 登室する場合は児童の安全を確保するため保護者の付き添いをお願いします。
⑤ お弁当を持参してください。

５）児童会開室中に警報や雷注意報が発表された場合

児童の安全を確保するため、原則として保護者のお迎えをお願いします。

なお、児童会の判断により、児童の一人帰りを一時停止または中止する場合があります。その場合は電話や安心でんしょばと、緊急連絡メールでお知らせします。

３．地震発生時の対応

児童会では、年間３回地震対応訓練を実施しています。また、秋津、香澄、袖ケ浦西、袖ケ浦東、谷津南児童会では、津波・液状化を想定した訓練も実施しています。

地震発生時は、以下のとおり対応します。

１）地震が発生した場合の初動対応

① 児童を落ち着かせる。
② いのちを守る３つの安全行動【まず低く】、【頭を守り】、【動かない】
※頭を守ることが重要です。(可能な限り机の下にもぐりこむ。机がない場合には、蛍光灯や天井に吊り物などがない窓から離れた安全な場所に集め、頭を守るダンゴムシポーズで揺れの収まりを待つ。)
③ 壁際の棚や家具から離れる。
④ 窓や出入口を開く。(避難経路の確保)
⑤ 火元の確認及びガスを閉栓する。
⑥ 避難が必要か判断する。

２）避難行動時の対応

① 避難経路を確保する。
② 周囲を確認し、至近の安全な場所に退避する。移動する際の先頭と最後尾は、できる限り職員を配置する。
③ 揺れが収まり、安全に移動できるようになり次第（現場の職員が判断)、児童会または通学している小学校の体育館に移動する。

３）避難完了後の対応

① 避難完了後、職員は次の事項を把握し、児童育成課及び学校または避難所配備職員へ報告する。
ア　児童数・職員数
イ　負傷者の有無（負傷者がいる場合は、氏名、怪我の状況、処置内容）
ウ　行方不明者の有無（不明者がいる場合は、氏名）
② 児童会入口に避難先（場所）等を掲示する。
③ 電話が使える場合、職員は児童会の電話番号を用いて、「災害伝言ダイヤル（１７１)」へ避難場所の情報を録音する。暗証番号は設定しないものとする。
④ 保護者と連絡が取れた場合、保護者に児童を引き渡す。

４）児童会閉室の基準

震度５強以上の地震が発生した場合または次に該当する場合は、児童会を閉室し避難所等へ避難します。また、児童の安全を確保できないと児童育成課が判断した場合、状況が改善されるまで児童会を閉室する場合があります。

◆児童会閉室の基準

① 建物内外のヒビ割れや液状化による被害、地割れ等があり、児童の安全を確保することができない場合
② 余震等のおそれがあり、児童の安全を確保することができない場合
③ 東京湾内湾（千葉県富津岬から神奈川県観音崎を結ぶ線より北部の海域）に津波警報または大津波警報が発表されたとき
④ ライフライン（電気・水道・ガス・下水等）が被害を受けて通常の保育が行えない場合

◆児童会を再開する場合の確認事項

① 床の傾き、たわみの増大、ヒビ割れの拡大がないか
② 天井に異常なたわみ。ヒビ割れがないか
③ 柱、梁及び壁のヒビ割れが拡大してないか。発生していないか
④ 大きな備品等が転倒する恐れがないか
⑤ ガラス等が散乱していないか
⑥ 水漏れはないか
⑦ ガス臭くないか
⑧ その他、異常はないか

５）津波警報・大津波警報が発表された場合の対応について

国道１４号線以南の地域で避難指示が発令される可能性があります。国道１４号線以南の地域にある児童会は、秋津児童会、香澄児童会、袖ケ浦西児童会、袖ケ浦東児童会、谷津南児童会です。

４．大規模災害が発生した時の対応

小学校の体育館が避難所として開設された場合、児童会を閉室します。その場合は安心でんしょばとまたは緊急連絡メールでお知らせしますので、保護者のお迎えをお願いします。

５．不審者が侵入した時の対応

児童会では、年間３回不審者対応訓練を実施しています。
不審者が侵入した場合は、以下のとおり対応します。

１）不審者を発見した場合

① 不審者を刺激しないよう注意しながら、速やかに児童を誘導し、不審者から遠ざける。 ② 非常ボタンなどで周囲に異常事態を知らせるとともに、警察・学校・児童育成課の順で応援を要請する。 ③ 不審者と距離を保ちながら、できる限り複数人で対応する。 ④ 状況に応じて、他の児童会、近隣施設、近隣住民に異常事態を知らせる。

２）不審者対応の例

室外に不審者を認めた場合	① 侵入口となり得る扉、窓を施錠する。カーテンを閉めて中が見えないようにする。 ② 屋外に児童がいるときは、速やかに児童を児童会室等に避難させる。 ③ 速やかに警察、学校、児童育成課の順で応援を要請する。
室内に不審者が侵入した場合	① 不審者と適度な距離を保ちつつ、複数人で対応する。 ② 対応者以外の職員は、不審者の侵入口とは別の出口より、児童を避難させる。 ③ 速やかに警察、学校、児童育成課の順で応援を要請する。
学校の周辺に不審者がいると連絡があった場合	① 屋外に児童がいるときは、速やかに児童を児童会室等に避難させる。 ② 人数を確認し、侵入口となり得る扉、窓を施錠する。カーテンを閉めて中が見えないようにする。 ③ 警察、学校、児童育成課と連携し、情報収集を行う。必要に応じて応援を要請する。 ④ 安全が確認されるまで、児童の一人帰りを中止する。

６．火災発生時の対応

児童会では、年間３回火災対応訓練を実施しています。

火災が発生した場合は、以下のとおり対応します。なお、児童の安全を確保できないと児童育成課が判断した場合、状況が改善されるまで児童会を閉室する場合があります。

１）児童会室内で火災が発生した場合

◆児童の避難

① 気が付いた職員が「火事だぁ」と大きな声で周囲に知らせる。
② 児童を落ち着かせる。
③ ハンカチ・衣類等で口や鼻を覆い、煙を吸わないように低い姿勢で、児童を屋外の安全な場所まで避難させる。

◆職員の初動対応

① 児童の避難を最優先とする。
② 避難完了後、職員は次の事項を把握し、学校及び児童育成課へ報告す
（ア）児童数、職員数
（イ）負傷者の有無（負傷者がいた場合は、氏名及び怪我の状況
（ウ）行方不明者の有無（不明者がいる場合は、氏名）
③ 児童の避難完了後、消防（１１９番）へ通報する。
④ 火災が小さい場合は、初期消火に努める。
⑤ 初期消火が困難な場合は、できるだけ窓や扉（カーテンを除く。）を閉め、煙を吸わないように火元から離れた避難口から安全に避難する。

７．感染症発生時の対応

１）児童及び職員が感染症に罹患した場合

（ア） 本人の登室は停止とします。停止期間は医師・保健所等の判断によるものとします。

（イ） 重篤化する可能性のある基礎疾患をもっている児童は、かかりつけ医と相談の上、児童会への登室をお願いします。

２）小学校が学級閉鎖、学年閉鎖した場合

① 児童会は、通常のとおり開室します。
② 下校時間が早まる場合は、午後１時から開室します。
③ 登校後に学級閉鎖または学年閉鎖が決まった場合は、閉鎖された学級または学年の児童は、当日に限り登室できますが、感染症の拡大を防止するため、早めのお迎えをお願いします。
④ 閉鎖学級または閉鎖学年の児童は、閉鎖期間中は登室できません。また、閉鎖学級・閉鎖学年の児童の兄弟姉妹も登室をご遠慮ください。

３）小学校が臨時休業した場合

① 感染症の拡大を防止するため、児童会を閉室します。

４）学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準（一部抜粋）

表の中にある感染症にかかった場合、学校に準じ以下のとおり、登室できない期間を定めています。

	感染症の種類	登室できない期間
第一種	エボラ出血熱、ペスト、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）、新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 ※その他の感染症 流行性角結膜炎（はやり目）、 急性出血性結膜炎、 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、 ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、 手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

８．怪我や急病時の対応

１）怪我や急病が発生した場合

（ア） 意識・心拍・呼吸・出血等の症状を確認し、速やかに応急処置を行うとともに、経過や処置内容について保護者にお知らせします。

（イ） 状況により、保護者のお迎えをお願いする場合があります。

（ウ） 状況により、職員が付き添って医療機関を受診（救急搬送を含む。）する場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

（エ） 医療機関を受診した場合は、原則として、医療機関で保護者に児童を引き渡します。

２）軽症及び重症の程度に応じた職員の対応

① 軽症の場合

●経過観察を行い、必要に応じて保護者に連絡する。

●保護者に早めのお迎えをお願いする。

② 重症の場合

●速やかに１１９番に通報し、緊急搬送する。

●意識がないときは、心臓マッサージ及びＡＥＤにより処置を行う。

●速やかに保護者に連絡する。

●学校の協力を仰ぐとともに、児童育成課に報告する。

≪注意事項≫

（ア） 中抜け中に発生した怪我や事故については、市が加入する傷害保険の対象外です。

（イ） 「子ども医療費助成受給券」を使用した場合であっても、市が加入する傷害保険の対象となります。

９.谷津南小学校バス通学時の対応

谷津南小学校バス通学対象児童が乗車中に事故等の交通トラブルにあった場合は、教育委員会と連携を図り対応します。

改正日

平成24年　8月22日
平成25年　4月　1日
平成26年　4月　1日
平成27年　4月　1日
平成29年　4月　1日
平成30年　4月　1日
平成31年　4月　1日
令和2年　　4月　1日
令和3年　　4月　1日
令和4年　　4月　1日
令和5年　　4月　1日
令和6年　　4月　1日
令和7年　　4月　1日
令和8年　　4月　1日
令和8年　　6月23日
令和8年　10月21日